

南アルプス市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）に対する パブリックコメント実施結果

南アルプス市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定にあたり、ご意見を募集したところ多くの市民の皆様から質問・意見・提言をいただきました。

南アルプス市パブリックコメント手続要綱の規定により、次により修正部分・回答部分・提言部分として公表いたします。

また、意見・提言につきましては、南アルプス市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のみならず、これからの福祉施策の参考とさせていただきます。

多くのご意見・ご提言ありがとうございました。

意見募集期間 平成24年1月10日（火）～平成24年2月9日（木）

意見等提出件数 37件

問い合わせ先 南アルプス市役所 介護福祉課 電話 282 - 6179

計画書（素案）修正部分

1. P9 図表 高齢者の就業状況

国勢調査からの出典によるものですが、最新データが提示され次第差し替えます。

2. P34 図表中

訪問介護 = 訪問介護

訪問介護 = 訪問看護

3. P42 図表 訪問指導

20年度 113人 44人（対象外の人数まで集計）

4. P52（イ）表中 相談者数 相談者対応数

（エ）表中 対応数 相談者対応数

質疑への回答部分

1. アンケート協力者（平成22年度実施）へ計画書の配布はするのか？

高齢者福祉実態調査としてのアンケートは、昨年度一般者高齢者用及び在宅サービス利用者用として実施いたしました。

24ページ構成となっておりますが、本計画に添付はいたしません。PDFファイルで内容等は公開いたします。

計画の策定について参考にさせていただいておりますが、一般高齢者2,000人の方を実施したアンケートは、健康状態を把握する問診表としても利用させていただいており、協力者にはその結果をアドバイス表として送付しております。

また、在宅サービス利用者用としてのアンケートは、在宅で介護認定を受けている方に対して無記名で行っております。

策定される保険計画の冊子はアンケート回答者全員に配布いたしません。計画期間中の介護サービス、介護予防サービスの紹介、保険料の案内等が記載されたダイジェスト版を全世帯に配付を計画しております。

2. 施設の入所に関するサービスは凍結するのか？（施設サービスの在り方）

（認知症対応型共同生活介護と地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

介護保険制度では、要介護者ができるだけ在宅での生活を続けることができるように要介護状態の軽減や悪化の防止、要介護状態となることの予防を重視しています。

しかし、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の増加、認知症の増加により在宅でのサービスでは困難な状態となった方については施設入所が必要となります。毎年県から施設入所者待機待ちの調査があり、平成23年4月調査結果によると在宅での待機待ちが371人で、この中には今現在入所が必要ではないが、申し込みをしている方も含まれます。

実質、在宅で一人暮らし、高齢者世帯等で待機待ちの人数

介護1	23人
介護2	21人
介護3	27人
介護4	16人
介護5	15人
計	102人

山梨県の施設整備計画における大規模な老人福祉施設、老人保健施設、療養型医療施設（県の許認可）について、計画策定時において、県では増床するのか、凍結するのか検討中とのことであり現状の計画数値としました。このような状況の中、待機待ちを少しでも解消するため地域密着型サービスの施設（市の許認可）を今期計画において給付費や保険料（給付費の21%を第1号被保険者の保険料で負担します）の上昇等を考慮し小規模特養29床、認知症に対応すべきグループホーム18床を計画しました。

現在、地域密着型施設は小規模特養2ヶ所、グループホーム4ヶ所、小規模多機能型施設が1ヶ所です。定員数が少ないので利用実績も全体のサービス量から見ると割合は低いですが、利用状況は常時満床の状況です。

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設
入居者生活介護)

定期巡回サービスについては、新しく創設されたサービスですが、本市において夜間対応、地域密着特定施設入居者生活介護については給付の実績がないこともあり、サービス意向調査だけでは、現実に存在していないサービス量(定期巡回・随時対応)を把握するには、適切ではありません。

施設入所待機まち入所者等のケアプランの分析や給付データから通所介護の利用、訪問介護等の利用頻度の高い利用者のケアプラン等を分析して必要性を検討します。

また、深夜や夕方等勤務可能な訪問介護職員の確保や参入する事業所等についても調査をしていきます。

市内の施設状況

地域密着型小規模特養	白峰荘	定員 29 人
	豊寿荘	定員 27 人
地域密着型認知症対応 グループホーム	グループホーム南岳荘	定員 18 人
	グループホーム甲西	定員 8 人
	グループホームふうりん	定員 8 人
	グループホームわがや小笠原	定員 9 人
地域密着型 小規模多機能型	南岳荘	定員 18 人

3. 地域支援事業費に係る事業費は増額しないのか?

地域支援事業費は介護保険の標準給付見込額の 3%以内と決められており、その中でより有効的に事業を展開していくものです。

事業予算の財源構成は、保険料・国・県・市費となっており、市の全体的な財政状況も加味しながら事業を行うこととなります。

計画での率は徐々に上がりますが、25年度から介護予防・日常生活支援総合事業を実施する中で、介護予防及び見守り等の事業を地域支援対象事業として実施することにより
ます。

4. 市民介護予防サポートリーダーと認知症サポーターの目標人数は?

介護予防サポートリーダー

高齢者の健康づくりや介護予防に取り組む地域のリーダー的な方で、市ではサポートリーダーの養成や支援する事業を行っています。

サポートリーダーは公的な資格ではありませんので市として人数に目標はありません。

各地区サポートリーダー

八田地区	8名	白根地区	31名	櫛形地区	66名
芦安地区	1名	若草地区	33名	甲西地区	29名

認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受けた人で、認知症を正しく理解し認知症の人や家族を見守る応援者です。

自分のできる範囲で友人や家族にその知識を伝え、認知症になった人や家族の気持ちを理解し、できる範囲で手助けをする方のことですので多くの方の受講をお願いします。

認知症サポーターは「目印」として、オレンジリングをつけています。

5. 地域介護予防活動支援事業とはどのような事業か？

地域支援事業内の一次予防事業に属し、本市においては次の事業を行っています。

介護予防サポートリーダー養成事業

地域で介護予防活動を行うことが可能な市民を対象に年1回サポートリーダーの養成を行っています。

介護予防サポートリーダー支援事業

自主的に介護予防を行なっている団体に対して、講師や指導者を派遣し介護予防活動の支援をしています。

介護予防サポートリーダーフォローアップ事業

サポートリーダーを対象に養成後の支援に必要な講習会等を実施します。

6. 60～64歳人口構成（平成23年10月1日現在）は？

	男	女	計
60歳	539人	539人	1,078人
61歳	608人	580人	1,188人
62歳	587人	615人	1,202人
63歳	622人	649人	1,271人
64歳	594人	515人	1,109人

7. 認知症高齢者数の推移は？

	65歳～74歳	75歳～	合計
平成20年度 在宅	75人	692人	767人
施設	19人	283人	302人
平成21年度 在宅	167人	1,176人	1,343人
施設	15人	132人	147人

平成22年度	在宅	82人	994人	1,076人
	施設	10人	160人	170人

介護慰労金は、要介護4～5に相当する者及び認知症高齢者にあつては判定基準以上の者を常時介護している介護者に対して支給されるものであり、合併後から行われている事業です。施設での認知症高齢者数の減少とは直接関係はありません。

8. 要介護認定の推移（認定状況の推計値）は？

人口の推計は、南アルプス市の住民基本台帳上の数値をベースとして、コーホートセンサス変化率法（P17参照）によって算出しており、死亡率・死亡者数の見込みについても反映されています。この人口推計を基に現在の認定率により推計しています。

要介護認定者数については、下記の表をご覧くださいと80歳以上の方が全体の75%を占めています。65歳～69歳の方は3.2%ときわめて低い数値となっています。

このことから、団塊の世代が65歳に到達してもすぐに要介護認定を受けて介護サービスを利用する可能性は低いと推測します。

今期計画においては、団塊の世代が65歳以上になった場合は、急激な要介護認定者の増加は見込んでいませんが、団塊の世代が70歳以上になった場合には、要介護認定者数は徐々に増加して行くものと推測します。

平成23年要介護認定者年齢別の実績

認定者	被保険者年齢	認定者数	全体に占める割合
第1号 2,529人	65～69歳	84人	3.2%
	70～74歳	167人	6.4%
	75～79歳	318人	12.2%
	80～84歳	584人	22.4%
	85～89歳	672人	25.8%
	90歳以上	704人	27.0%
第2号77人	40～64歳	77人	3.0%
計		2,606人	100.0%

9. 介護者の65歳未満の方の職業の有無（アンケート調査において）は？

今回のアンケートは、老々介護の状況を把握することに主体をしております。

10. 訪問指導とはどういったものか？

訪問指導の対象者は健康診査結果に基づいて指導が必要な人になっています。

1 1 . インフルエンザに対する対策は？

平成13年に予防接種法が改正により、インフルエンザは二類疾病に分類され、市区町村長はインフルエンザの定期接種を行うことになりました。二類疾病とは、個人の発病又はその重症化を防止し（個人予防）併せてそのまん延の予防に資することを目的として予防接種を行う疾患です。予防接種対象者には、一類接種とは異なり、予防接種を受ける努力義務は課されず主に、個人予防目的のために行うものであり、自らの意思と責任で接種を希望する場合にのみ接種を行うこととされています。また、二類接種であることを踏まえて積極的な接種勧奨にならないように特に留意されることも示されています。

接種対象者には個別に通知を配布して接種勧奨を行っています。また、広報、ホームページ、CATV等においても接種についての周知は行っています。インフルエンザについて接種を受ける法律上の義務はなく、市としても積極的な接種勧奨ができる予防接種ではありません。接種できる情報についてはこれからも広く周知してまいります。あくまでも個人の意思に任されていることとなります。

一類疾病とは（主に子どもが受ける予防接種）

ジフテリア 破傷風 百日せき ポリオ 麻疹 風疹 日本脳炎 結核等（これらは、集団予防に重点が置かれ、努力義務が課せられている）

1 2 . 敬老祝金の状況は？

	80歳以上	新100歳	101歳以上
平成20年	4,688人	10人	33人
祝金内訳	2,000円	300,000円	30,000円
支出額	9,376,000円	3,000,000円	990,000円
平成21年	4,767人	18人	23人
祝金品内訳	商工会商品券	200,000円	30,000円
支出額	9,534,000円	3,600,000円	690,000円
平成22年	5,022人	11人	29人
祝金品内訳	タオル	200,000円	30,000円
支出額	9,236,088円	2,200,000円	870,000円

1 3 . ねんりんピックへの参加者の状況は？

山梨県社会福祉協議会が事務局となる「いきいき山梨ねんりんピック実行委員会」の主催行事となり、市としては実施競技に対して希望者の参加としております。

14. 計画期間中の数値の修正は行うのか？

計画としての数値の修正はいたしません。予算については補正予算での対応、また事業としては見直しをしながら対応いたします。

15. 介護予防事業の位置づけは？

地域支援事業の枠組みの中での介護予防事業であり、22年度の法改正により名称が変更となったため、新たな事業名で掲載いたしました。

	新		旧
ア	二次予防事業	=	介護予防特定高齢者施策
(ア)	二次予防事業の対象者把握事業	=	特定高齢者把握事業
イ	一次予防事業	=	介護予防一般高齢者施策

16. 二次予防高齢者の状況については？

二次予防事業の対象者把握事業で把握された二次予防対象者数および二次予防対象者と判定された方、そのうち要介護または要支援へ移行された方

	把握数	判定数	移行数
平成20年度	1072人	243人	2人
平成21年度	755人	243人	4人
平成22年度	651人	239人	5人

平成22年度までは、基本チェックリストと医師による生活機能評価を行なうことにより対象者を把握いたしておりました。医師による生活機能評価が必須であったため、本市においては、市民健康診断に併せて問診と評価を実施いたしてまいりました。

平成23年度からは法改正により、生活機能評価は市の判断に委ねられましたので、在宅65歳以上の方（介護認定者を除く）を対象に、基本チェックリスト及び高齢者実態調査として概ね100項目のアンケート方式といたしました。22年度に実施した実態調査は今回の計画策定にも参考とさせていただきました。

これにより、回答いただいた方にはアドバイス表（結果表）、予防が必要な方には訪問、未回答の方には訪問調査を実施、これまで健康診断を受けてこなかった高齢者の生活実態を把握することが出来ます。

必要な方のみプランの作成について

地域支援事業実施要綱の改正により、介護予防ケアマネジメントにおける介護予防ケアプランの作成については、必要と認められる場合のみ作成します。

二次予防事業対象者の状態像に照らして必要性の可否を判断します。そこで、平成22年度老人保健健康増進等事業において「介護予防ケアプラン作成の必要がある対象者の把握方法(及び情報共有の様式)」について研究がおこなわれその様式を参考に市が判断しています。

17. 権利擁護の推進に係る調査研究ワーキングのテーマと成果は？

平成21年度

- テーマ 成年後見制度と市長申立て
(サブテーマ 高齢者、障害者、児童に関する権利擁護の調査・研究)
- 参加者 保健福祉部の事務職員、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業専門員
地域包括支援センター社会福祉士、福祉課の精神保健福祉士
児童家庭相談室の保健師
- 成果 南アルプス市成年後見制度に係る市長による審判請求手続き等に関する要綱の制定(ホームページ公開)

平成22年度

- テーマ 高齢者虐待一時保護
(サブテーマ 共通認識及び一時保護に対応する費用負担)
- 参加者 包括支援センター社会福祉士、介護福祉課高齢者福祉担当
市内特別養護老人ホーム代表者4名
- 成果 南アルプス市高齢者緊急一時保護事業実施要綱の制定(ホームページ公開)

18. 要支援1・2から介護認定への移行率は？

移行率は「要支援1・2終了者数」表の要介護へ移行数を「要支援1・2ケアマネジメント数」表の実数の合計で割った率になります。

要因としては、認知症の進行や転倒・骨折が要因として考えられます。

平成22年度においては、要介護から要支援1・2に移行した人数は32人です。

19. 高齢者相談センター事業とは何か？

市内4箇所特別養護老人ホームで24時間対応、身近なところで相談ができます。

相談場所は南岳荘 聖明園 櫛形荘 花菱荘で、介護保険の活用方法や介護方法の相談が多くあります。

20. 虐待の早期発見対応事業及び権利擁護業務に係る相談とは何か？

総合相談・権利擁護事業

虐待の早期発見・対応事業の相談については、虐待に関係する相談です。

権利擁護業務の相談については、虐待の相談も含まれていますが、消費者被害や成年後見制度の活用に関する事なども含まれています。

虐待の早期発見・対応事業の相談には、介護保険関にする事から認知症に関する事、医療に関する事、住宅改修に関する事など、広く総合的にかつ専門的に判断されるべきケースが多くなっています。

2 1 . 医療費の給付状況は？

国民健康保険状況 療養給付費等

平成 2 0 年度	4,001,141 千円	95,400 円 (一人当たり給付費)
平成 2 1 年度	4,278,266 千円	94,847 円 (一人当たり給付費)
平成 2 2 年度	4,495,814 千円	87,951 円 (一人当たり給付費)

2 2 . 施設サービスの基盤整備とは何か？

介護保険サービスに係る老人福祉施設等です。(地域密着型サービス施設を含む)

2 3 . 公平公正な認定調査の維持への取り組みは？

市職員の事業所訪問調査

平成 2 2 年度のケアプランの適正化に伴う訪問調査は実施していませんが、関東信越厚生局と合同でグループホームの訪問調査を実施。

2 4 . 給付の適性化の状況は？

不正請求

サービス利用者に毎年サービス状況等の利用実績を通知して確認していただいております。今のところ不正請求に関するものはありません。

2 5 . 老人クラブ活動の支援の状況は？

現在、老人クラブには県と市から老人クラブ連合会に補助金が交付されています。

老人クラブ連合会に対して、また各地区の単位クラブに対して会員人数と活動日数内容により、連合会から申請を受けて交付しています。

補助金の状況

単位クラブ当り = 月	3 , 5 2 6 円
会員人数当り = 人	7 2 円

	単位クラブ	会員数	補助金額
平成 2 0 年	1 1 0 クラブ	5 , 9 3 3 人	7 , 6 3 1 , 4 9 6 円
平成 2 1 年	1 1 0 クラブ	5 , 5 0 2 人	7 , 6 0 0 , 4 6 4 円
平成 2 2 年	1 0 6 クラブ	5 , 5 1 4 人	6 , 9 8 2 , 0 8 0 円

クラブの減少については代表や役員の人選が進まないなど、また会員数の減少については、6 0 代では元気な方が多く加入に積極的になれないことがあげられます。

2 4 年度、健康づくりや介護予防事業の実施に対しても財政面での支援を予定しており、

(2) 継続事業と廃止事業する事業は？

廃止事業

平成 2 4 年度 廃止事業なし。

新規事業

平成 2 2 年度 ・ 成年後見成年後見利用支援事業

平成 2 3 年度 ・ 高齢者緊急一時保護事業

改正事業

平成 2 4 年度 ・ 介護慰労金支給事業

支給要件としてデイサービス等の利用日数を制限します。

・ 介護用品購入費助成事業

課税非課税世帯の区分を廃止し、助成金額をアップいたします。

要綱の改正が修了した時点でホームページで公開いたします。

(3) 旧町村の実情により統一されていない事業は？

通院サービス事業 芦安地域限定

生きがい活動支援通所事業

入浴利用あり 櫛形地区 甲西地区

入浴施設なし 芦安地区 八田地区 白根地区 若草地区

(4) 安否確認としての事業は？

一人暮らし高齢者乳酸菌飲料支給事業

75歳以上の一人暮らしの高齢者の方に週二回乳酸菌飲料を支給します。

配付するヤクルトレディは、認知症サポーターの講習を受講し、手渡しを基本としています。

要援護者支援者システム

緊急時援護が必要と思われる方を平成 2 3 年 1 2 月から民生委員に訪問していただき、援護が必要と思われる方には「あったかカード」として登録してもらうことにより、日頃からの援護体制を強化します。

高齢者実態調査

平成 2 3 年度、65歳以上の方を対象に高齢者実態調査としてアンケート調査を行ないました。回答された方にはアドバイス表の配布、必要な方には訪問して介護予防事業の説明をしております。

また、未回答の方には安否状況の確認として、訪問調査を行なっています。

緊急通報システム整備事業

65歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、消防本部につながる専用の電話及びペンダントを貸し出しています。

インフォーマルサービス

社会福祉協議会や民生委員が、一人暮らし高齢者に対して月一度おやつを配布しております。

30. 介護に関わるスタッフの現状は？

(1) 南アルプス市地域包括支援センター

保健師4人・社会福祉士1人・主任介護支援専門員2人・看護師1人

(2) 市内介護保険サービス事業所

居宅介護支援事業所24ヶ所 指定介護予防支援事業所1ヶ所

通所介護（デイサービス）34ヶ所

通所リハビリテーション（デイケア）5ヶ所

訪問介護 15ヶ所

訪問看護 1ヶ所

短期入所生活介護（ショートステイ）7ヶ所

短期入所療養介護（医療型ショートステイ）2ヶ所

福祉用具貸与 4ヶ所

介護老人福祉施設（特養）4ヶ所

介護老人保健施設（老健）2ヶ所

小規模多機能型居宅介護 1ヶ所

認知症対応型通所介護（デイサービス）4ヶ所

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）4ヶ所

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特養）2ヶ所

以上の事業所の一覧をホームページに公開しています。

(3) 市内医療機関については健康増進課で配布している健康づくり日程表に一覧表が掲載されています。

提言部分（提言に対しての市の取り組み）

1．ラジオ体操の通年実施

2．農地の貸与等による野菜づくりの推進

介護予防に係るものです。

体を動かすこと目的をもった活動は介護予防に効果があることです。

介護予防に対しては、その人その人の気持ちがいへん重要となりますので、自身でできることは自分です。地域はそのできることの手助けをする。行政は地域が手助けをする上での支援をしていくことが必要と思います。その人その地域にあった活動ができるように地域と協力していきます。

3．オートマチック車からマニュアル車への推進

手を動かすこと、クラッチ操作による俊敏性の維持につながるものと思いますが、車の運転に関しては重大な事故につながるおそれも考えられます。市として推進は考えられませんので、その方にあった予防の方法一つとして考えていただきたいと思います。

4．公共施設を利用してウォーキング・センター等の設置

八田地区旧免許センターは広大な敷地があり、草刈などにおいても地域で管理していただいております。当該施設でなくても地域の公共施設をウォーキングをはじめとする地域の活動に利用していくことは、地域コミュニティの強化のためにも必要と考えます。

5．徘徊する認知症高齢者のキャッチ&セーフティー

地域で見守る体制の強化はこれから最も必要なこととなってきます。地域包括ケアに向けて、スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド、郵便局、中高生などと協力し合って、見守る体制の強化に取り組んでいきます。

認知症サポーターの講習会もそれぞれ検討しています。

6．デイサービス等の時間延長及び時間外提供

介護保険サービスの中で、時間延長や年中無休のサービスを提供している事業所が現在でもあります。計画の基本目標である「住み慣れた地域で暮らせる」を達成するために、地域包括ケアシステムの構築に努力していきます。

- ・ 年中無休施設 13事業所
- ・ 延長サービス可能施設 25事業所

南アルプス市地域包括支援センターにおいて詳細がわかりますのでお問合せ下さい。

7. 介護保険のレンタル料

現在、市販されております介護用品は、各業者が介護上必要とされるものをニーズに応じて用意し提供しています。介護用品を利用する場合には、身体的状況や主介護者の希望にもとづき担当のケアマネジャーがたてるケアプランによって必要とする介護用品を選択いたします。購入する場合は支出は一回、一方レンタルの場合は経済的負担が軽く、万が一介護用品に不具合が生じた場合などは修理や交換が無償でもらえるなどのメリットがあります。要介護者、主介護者がそれぞれ必要とする介護用品を選択することで在宅介護、在宅生活が可能になります。現状では、介護用品によって単価は異なっておりますので、介護保険制度に基づき介護用品を購入、またはレンタルされる際には、複数の業者から見積書を取ることも必要となってきます。